

市と住宅金融支援機構が連携！！

住宅ローン【フラット35】

一定の条件を満たす場合、住宅ローン【フラット35】の金利が引き下げに！！

◎【フラット35】とは

【フラット35】とは、民間金融機関と住宅金融支援機構が共同で提供している長期固定金利の住宅ローンのことです。市と住宅金融支援機構が連携し、まちなか住まい等（住宅建設又は購入）補助金を利用するなど、一定の条件を満たす場合、住宅ローン【フラット35】の金利が当初5年間0.25%引き下げられます。



◎金利引き下げ期間…当初5年間

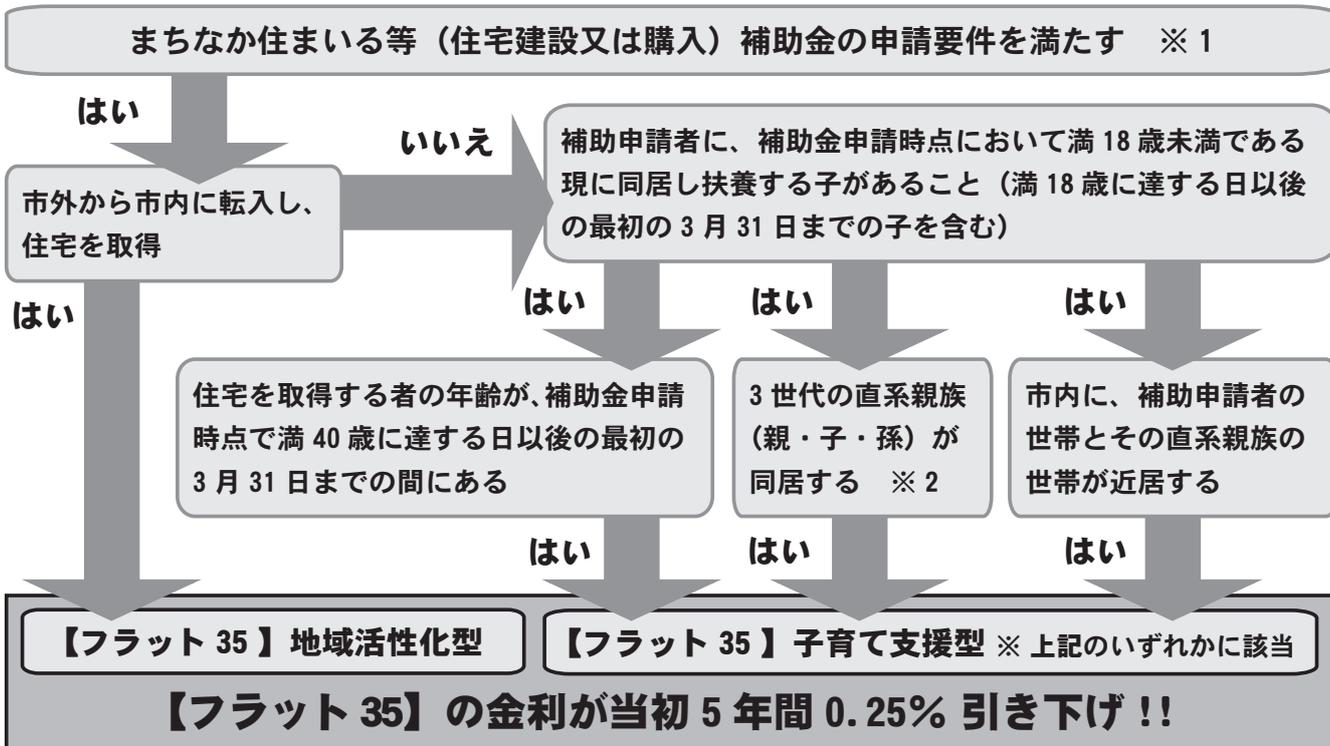
◎金利引き下げ幅（【フラット35】の借り上げ金利から）…

年0.25%引き下げ

◎【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、事前に市で「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。下記「フローチャート（利用要件）」をご確認ください。

◎フローチャート（利用要件）



※1 まちなか住まい等（住宅建設又は購入）補助金の申請要件は、市ホームページ（<http://www.city.su.nagawa.hokkaido.jp/>）または建築指導係へご確認ください

※2 住宅の床面積が70㎡以上（共同建ての場合は50㎡以上）

このほか、住宅の耐久性等の技術基準やその他融資基準も満たす必要があります。詳しい要件については、**【フラット35】のホームページ「www.flat35.com」または市ホームページのバナー広告からご覧ください。**

■ 詳細 建築指導係 ☎ 2121 または住宅金融支援機構 北海道支店地域営業グループ 011-261-8306